

議案第 1 1 8 号

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

令和 2 年 4 月から、し尿の収集運搬の運用方法を見直すことに伴い、し尿収集の手数料に係る規定を削除するもの。

## 石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年石岡市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 犬、猫の死体処理 別表第1に掲げる額

第7条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

犬及び猫の死体処理手数料

（単位：円）

種別	金額
犬及び猫の死体処理	1体につき 570

### 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（石岡市証紙条例の廃止）
- 石岡市証紙条例（平成17年石岡市条例第122号）は、廃止する。  
（石岡市証紙条例の廃止に伴う経過措置）
- この条例の施行の日前に売りさばかれた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくはき損したものを除く。）は、令和3年3月31日までの間、規則で定めるところにより、これを返還し、その額面金額に相当する額の現金の還付を受けることができる。
- この条例の施行の際、廃止前の石岡市証紙条例第5条の規定により売りさばき人に指定されている者は、買い受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくはき損したものを除く。）を遅滞なく返還しなければならない。この場合において、当該返還をした売りさばき人は、規則で定める購入代金の還付を受けることができる。